

議案第54号

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

国民健康保険税の減免の申請期限について、例外規定を定めるため。

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、申請書を納期限までに提出できない正当な理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。